

平成 1 7 年度第 3 回
新宿区環境審議会

平成 1 8 年 3 月 2 7 日 (月)

新宿区環境土木部環境保全課

開会

会長 では、定刻になりましたので、ただいまより第3回の新宿区環境審議会を開催したいと思います。

どうも皆様方お忙しいところ、ありがとうございます。特に年度末ということでのいろいろご用事があったかと思いますが、ありがとうございます。

では、事務局から本日の出欠等の説明をお願いいたします。

環境保全課長 本日、立花委員、勝田委員、安田委員、そして村山委員からご欠席のご連絡を頂いております。また、小川委員は今お電話がございまして少し遅れるということでございます。

定数が16名でございまして、今現在10名ご出席頂いております。審議会規則によりまして、この会は条件を満たしております。

事務局説明

会長 では、事務局から今日の予定をお願いいたします。

環境保全課長 お手元にございます次第にも載せさせて頂きました。本日は議題4つでございます。

1つ目は、平成17年度新宿区環境基本計画の進捗状況についてご論議頂きたいと思っております。

2つ目は、新宿区地域省エネルギービジョンの策定についてのご報告でございます。

3つ目といたしまして、環境学習情報センター及び区民ギャラリーの指定管理者の決定につきましてのご報告でございます。

最後にその他ということで計4つでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

会長 わかりました。

只今、ご説明がありましたように、今日はここで決定するというよりもすべて報告というようなことで色々ご説明があると思います。それに対してご質問とかご意見とかを述べて頂ければと思います。

では、1つずつやらせて頂きます。

平成17年度新宿区環境基本計画の進捗状況について

会長 まず、平成17年度新宿区環境基本計画の進捗状況についてということで、白書を中心にご説明をお願いいたします。

環境保全課長 それでは、お手元に資料がございます。まず、A4 1枚で新宿区環境白書（平成17年度版）の作成についてという資料でございます。

まず、この環境白書の作成の目的でございます。

平成16年1月に作成いたしました新宿区環境基本計画の進行管理のために環境白書を毎年作成し、計画の進捗状況と内容の点検・評価を行うというものでございます。白書の作成は平成16年度から行っておりまして、今回は2回目の作成というものでございます。

2番目の白書の概要でございます。また後ほど白書によりましてご説明させていただきますが、1章、2章と大きく分けてこのような形になっております。

まず1章につきましては、環境行政をめぐる最近の動きということでございまして、平成17年2月16日に京都議定書が発効いたしました。これを受けまして、地球温暖化、新宿区省エネルギー環境指針の策定、そして、新宿区庁内地球温暖化防止実行計画の改定について記述をさせて頂いております。

また、ISO14001につきましては、国際規格の改訂とそれに伴う新宿区環境マネジメントシステムの改定につきまして紹介をさせていただきます。このほか、昨年8月に施行いたしました新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例、いわゆる今までのポイ捨て禁止条例というものを大きく改正いたしまして、路上喫煙も規制をするというような条例を改正させて頂きました。その施行されたことに伴う路上喫煙対策を述べさせて頂いております。そしてまた、昨年大きな社会問題となりましたアスベスト対策につきましても取り上げさせて頂いております。

そして、第2章でございますが、環境保全施策とその進捗状況ということで、平成16年度版と同様に環境基本計画にございます4つの基本目標、そして、それぞれにその10の個別目標といたしまして、それらの事業の実施状況につきまして紹介をするとともに、目標の達成状況と今後の課題につきまして述べさせて頂いております。また、数値目標を持つ重点施策につきましては、巻末の事業推進タイムテーブルで達成状況をチェックしているものでございます。

この作成部数でございますが、1,000部を作成いたしました。一般向けに200円で有償頒布をさせて頂いております。区のホームページでも閲覧できるようにする予定でございます。

す。

4 番目といたしまして、昨年に続きまして 2 回目の白書でございますが、今回は白書を読む会という形で明日の 3 月 28 日、環境学習情報センターの 2 階展示室におきまして、この環境白書を読む会を開催いたします。内容といたしましては、丸田委員長のお話と参加された方の意見交換などを予定しております。周知につきましては、ごらんのとおりでございます。

それでは、お手元でございます新宿区環境白書をお開き頂きたいと思えます。

まず、目次でございます。

今申し上げたように 1 章と 2 章というような形で大きく分かれております。2 章につきましては、基本目標 1 から 4、それに対する個別の目標を 10 掲げさせて頂いておりまして、それぞれの内容を記させて頂いております。

1 ページをお開き頂きますと、環境行政をめぐる動きというものでございます。この 1 ページ目の下でございますが、京都議定書として、昨年 2 月 16 日に京都議定書が発効したことを記載しています。

2 ページ目には地球温暖化とはどういうものか、そして、地球温暖化が及ぼす様々な影響などもこちらで書かせて頂いております。

3 ページ目は、京都議定書が発効に至るまでの経緯というような形で、日本につきましてはマイナス 6 % ということで 1990 年比に対しまして 2008 年から 2012 年の間におきまして温室効果ガスを 6 % を削減するというものでございます。

4 ページ目でございます。日本の状況と取り組みということで、それぞれ 6 % 削減するためにこれから色々な施策が必要であろうということで、また後ほど述べさせて頂きますが、新宿区の省エネルギー環境指針などもこの京都議定書の目標達成計画におきまして、地方公共団体の役割ということで今回つくらせて頂いたものでございます。

新宿区の省エネルギー環境指針につきましては 4 ページ目から 8 ページ目まで載っております。こちらにつきましては、また後ほど詳しくご説明をさせて頂きたいと思えます。

8 ページは国際規格であります ISO 14001 が改訂されました。それに伴いまして、新宿区の ISO 14001 のマネジメントシステムにつきましても見直しをいたしました。

主な内容でございますが、9 ページの からございますように、適用範囲の決定・拡大ということ、そして に環境側面の範囲の拡大、そして といたしまして、法的要求事項の適用の明確化と順守の評価、そして、10 ページにございますように、ISO 9001 との整合

性を図るといようなことがこの国際規格のISO14001の改定の主な概要でございます。これに伴いまして、新宿区のマネジメントサイクルも10ページ目から13ページまでに述べさせて頂いております。それぞれ改定を行ったものでございます。

次に14ページ目でございます。

新宿区の路上喫煙対策ということでございます。昨年の8月1日から条例を改正いたしまして、路上喫煙の禁止をさせて頂きました。14ページ目には条例の目的ですとか、主な内容などを載せさせて頂いております。

また、15ページ目の下の方にはQ & Aというような形で、これなどはパンフレットなどにも載せさせて頂きましたが、なぜ路上喫煙が禁止されるのかとか、それぞれの一般的に疑問を持たれることなどを中心にQ & A形式で載せさせて頂いております。

17ページ目には喫煙スポットということで、新宿駅につきましては4カ所、高田馬場は1カ所例外というような形で喫煙スポットを設けさせて頂いております。この設置につきましては、主に都道など道路上でございますが、受動喫煙がしにくい場所に設置をさせて頂いているところでございます。17ページの下には条例のPRなどにつきまして述べさせて頂いております。

19ページ目は、主要駅周辺の路上喫煙率の調査結果でございます。

昨年の6月6日、条例施行前と8月29日、条例施行後につきまして調査をさせて頂きました。57箇所につきまして調査をさせて頂きましたが、2点ほど上昇しているところもございまして、概ね多くの箇所では半減をしております。

この路上喫煙の調査につきましては、実は、本日、再度この57カ所につきまして路上喫煙の率を調査いたしております。また、来年度につきましても、引き続き定点観測をして、この条例の趣旨がどの程度周知され、守って頂いているか、それなども調査をしていきたいと思っております。

23ページ目はアスベスト対策でございます。新宿区のこれまでの状況などを述べさせて頂きました。

次に、25ページ目からでございます。

先ほど申し上げましたように、環境基本計画に基づきまして、基本目標を4つ上げさせて頂きました。それに対する個別の目標ということで、それぞれの目標に対しまして、どのような施策が講じられたかということで、それぞれのセクションから報告を頂き、採用させて頂いております。

25ページ目から32ページ目につきましては、小中学校での環境学習ということで、それぞれの学校での取り組みを載せさせて頂いております。

また、33ページ目から37ページ目までにつきましては、新宿区の取り組みと区民の環境学習ということで、環境学習情報センターあるいは色々な団体などがやって環境学習などを載せさせて頂いております。

38ページ目からは環境学習情報センターでの取り組み状況でございます。

また、42ページ目にはエコライフ推進員ということで、区長から委嘱を受けました39名のエコライフ推進員の皆さん方のそれぞれ分科会での活動を載せさせて頂いております。

また、44ページ目には新宿区のエコ事業者連絡会ということで、新宿区が平成12年にISO14001の取得をいたしました。これに伴いまして、区内の事業者とのネットワークを立ち上げ、毎年何らかの交流あるいは情報交換会を実施しているものでございます。

45ページ目には環境基本計画の目標達成状況と今後の課題を載せさせて頂きました。また、この成果につきましては後ほど一覧表の中でご説明をさせていただきます。

46ページ目からは個別目標の3として、環境と経済の好循環ということで、それぞれ中小企業向けの融資ですとか、それぞれの商店会の取り組み、グリーン購入などを載せさせて頂いております。

50ページ目につきましては、基本目標の2ということで、まず、個別目標「みどりとうるおいを増やす」ということで、新宿区の緑の現況、緑化の推進などを載せさせて頂いております。

また、60ページ目につきましては、生き物の生息できる環境づくりということで、新宿中央公園にありますビオトープですとか、学校におけるビオトープなども載せさせて頂いております。

また、63ページ目はみんなで考える公園や道の管理・整備ということで、これまでこういう公園や児童遊園、道路につきましては、公の施設等に当たりまして、行政が計画をつくって担っていくということが一般的でございましたが、公園あるいは道につきましても、これからは地域の皆さん方から色々なご提案を頂きながら実施していくというもので、幾つかの実績を載せさせて頂いております。

67ページ目は個別目標2ということで、まちをきれいにし、安全なまちにするということで、こちらにつきましては、ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進として、歌舞伎町のクリーン作戦なども載せさせて頂いております。

また、68ページにつきましては、安全なまちをつくるということで、路上での不法占用物件等の追放の状況、また放置自転車対策の推進などを載せさせて頂いております。放置自転車の推移として69ページ目には平成10年度からの一覧表という形でグラフを載せさせて頂いております。

次に、75ページ目の個別目標3ということで、環境と景観に配慮したまちをつくるとして、景観・環境に配慮したまちづくりについて述べさせて頂いております。それぞれのまちづくりにおけますアンケート、あるいは地区計画によるまちづくりなどを載せさせて頂いておりますし、76ページ目につきましては、環境影響評価制度として、環境アセスメントのことにつきましても記述をさせて頂いております。

また、77ページにつきましては、大規模小売店舗の設置における環境配慮の誘導ということで、法なども変わってまいりましたので、環境に配慮した誘導をこのような形で実施をしていくというものでございます。

80ページ目には基本目標3の資源を大切に、循環型社会をつくるということで、個別目標、ごみを減らし、リサイクルを推進として、それぞれ清掃事務所での体験、清掃事務所での環境学習、普及啓発などを載せさせて頂いております。

また、82ページ目は資源回収ということで集団回収の実施の状況、また、区立図書館で行われております本のリサイクルの状況などを載せさせて頂いております。

83ページ目が建設副産物・産業廃棄物の処理ということで、それぞれ建設に関するリサイクル法に基づきまして、指導を行っているということを述べさせて頂いております。

また、85ページ目には新宿区のごみ収集量、それと、リサイクル量の推移ということで、平成12年度から16年までの実績と、これまでの推移を述べさせて頂いております。

次に、88ページ目でございます。基本目標4ということで、環境負荷を減らし、地球温暖化を防ぐというものでございます。

まず、都市の温暖化を防ぐということでヒートアイランド対策、そして、新宿御苑を主といたしまして、都市の緑化を活用した地域の熱循環改善構想について、緑が多くある新宿御苑周辺におきましては、市街地より二、三度涼しい状況が環境として形成されているというようなことも書かせて頂いております。

また、89ページ目の下の方には環境家計簿、そして90ページ目にはエコチェックダイアリー、そして、省エネルギー・クリーンエネルギーの普及啓発について述べさせて頂いております。

91ページ目が透水・保水性舗装につきまして、職員によります遮熱透水性舗装と一般アスファルト舗装との違いの体感調査なども実施をいたしました。それなどを載せさせていただきます。

93ページ目は個別目標の2ということで、生活環境への負荷を減らすということで、環境監視の的確な実施について、大気質等の測定調査、以下に書かれているとおりでございます。本庁と四谷と戸山それぞれの測定局におきまして測定をしております。

また、94ページ目には二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、オキシダントなど、これも測らせて頂いています。

95ページ目は水質調査ということで、神田川及び妙正寺川の水を3カ所採取いたしまして、これから分析を行っています。

また、95ページ目の下の方に公害の監視・規制指導の充実ということで、(1)から(5)までございますけれども、悪臭防止対策、自動車騒音・道路交通震動、そして繁華街の騒音対策、工場・事業所等の実態調査、有害化学物質の対策などについて、それぞれの実績を記述させていただきます。

また、98ページ目からは健康被害対策ということで、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきまして、この被認定者への補償給付を行うほか、(1)から(4)までの様々な事業を行っています。

次に、101ページ目でございますけれども、個別目標3ということで車社会を見直すというものです。

まず、交通需要マネジメントの推進、103ページ目には環境に配慮した道づくりということとです。

105ページの次のページをご覧頂きたいと思います。これは、今ご報告をさせていただきました基本目標は大きく4つございます。そのうちの個別目標が10ございますが、それぞれの個別施策におきまして重要施策につきましてどのような形で進捗をされているかというのをタイムテーブルであらわしたものでございます。この右の端にございますように、目標達成状況ということで、木のマークがついているところが達成をしたというものです。一番右の方に備考という形で3つほどこの達成できない見込みというのを書かせて頂いております。

まず、環境学習情報センターでございますが、平成17年度につきましては通算来館者5万人を目標としてまいりました。しかしながら、1階がギャラリー、2階が学習センター

という建物で、1階のギャラリーを含めると、当然5万人を超えているわけですが、2階のセンターだけにつきましては5万人を達成できませんでした。ただ、事業につきましては、センターを利用する事業だけではなく、視察などに行ったりする体験事業もありましたので、そういう事業なども含めれば、かなりこれに近い数字になってきますが、この年度につきましては達成できませんでした。

また、活気ある町をつくるということで、この17年度、10代の皆さん方を対象に商店街等での環境イベント計画をつくっておりましたが、これなどもなかなか10代だけを対象にするというのが難しく達成できませんでした。

また、一番下から2つ目に車社会を見直すということで、の低公害車の普及と環境にやさしい自動車利用ルールの徹底ですが、事業所のアンケートを実施するという予定をしておりました。しかしながら、後でまた省エネルギー環境指針のところでも述べさせて顶きますが、新宿は非常に車の通過交通量が多いということで、新宿区内の事業所に対しましてアンケートを実施するということでは、すべての状況を把握するには無理があるのではなかろうかということと、予算的な部分もありまして、今年度は見送りをさせて頂いております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

100ページを超えるのを要領よく追って説明して下さったので、もう読んだ気になっていますが、中身についてはこれからまた持ち帰られてよく読まれたらと思いますが、個人的にはよく書いたなと思って感心して見ました。

では、ご質問とかご意見ございましたら、どこからでも結構ですのをお願いいたします。

どうぞ、中野委員。

中野委員 この白書のおまとめはご苦労が大変だったと思います。敬意を表します。

そのうち、少し前段10ページにありましたISOとの関係ですが、ここにISOの9001と14001のことが書かれています。14001について新宿区役所が認定を受けているということは前に承っておりますが、9001については、これは何か審査認定を受けているのでしょうか。

環境保全課長 新宿区といたしましては14001だけでございまして、9001につきましては、特に取得はしてございません。

中野委員 ということは、ここへ9001のことが書いてあるということは、新宿区内で9001

と14001の認定を受けるような奨励をするという意味でございますか。

環境保全課長 こちらにつきましては、8ページ目でございますように、8ページ目の下のところの(1)でございますが、国際規格ISO14001が改訂されました。その中で国際規格の方でこのISO14001と9001の整合性を図るようなことというふうなことがうたわれましたので、こちらは参考までに国際規格の改訂による概要を載せさせて頂いたものでございます。

中野委員 そうですか、わかりました。

ここにも書かれておりますように、ISOの9001と14001は質の違うものですね。9001というのは品質システムですから環境行政が云々するようなものではないと思うんです。ただ、今ご説明があったように、ISOという切り口からは関連するものですから、その中にあるものは相互にキャッチボールをしてつかむものという意味で書かれたとすればよくわかりました。

会長 ほかにございましたら。

小川委員。

小川委員 特に説明されませんでした。事前にお送り頂いたものでざっと目を通しましたが、48ページに現在既に環境会計はやらないという方針を決められており、やらない理由もる書かれておりますが、1年間の環境に対する経費とかはすぐ算定できますが、急にやるといってもなかなかできない環境関連問題の例えば資産関係のごみでいうと毎年、毎年掌握されていないとなかなか管理ができないので、その辺からやられたらどうかと思います。

特に他区との比較ができないとおっしゃっていますが、新宿区の経年比較でもいいわけですし、何かこういったデータを出していった方が良いのではと思います。希望ですけれども。環境推進係長 基礎データにつきましては、もちろんISOを実施中でのごみの発生量あるいは資源化率等データとしては経年で追っかけをしておりますが、今の小川委員のご意見を承りまして、今後もそういった形でデータの蓄積には努めたいと思います。

会長 では、よろしいですか。

では、小林委員、どうぞ。

小林委員 私も送って頂いてざっと目を通させてもらいましたが、基本目標1のところの25ページ以降の小中学校で取り組んでいることと、こどもエコクラブが幾つかあって、意欲的に参加されている方の人数等が出ていますが、私は基本的なこの人数だけではないと

思うんです。意欲的にチャレンジしていることが大事なので、登録団体が一体何をやっているのかということが、わかるようにして頂きたかったと思います。

会長 35ページのところですか。

小林委員 そうです。登録団体者とか登録者数が出ていて、それはそれで問題にすべき、多い、少ないという数字の話ではなくて、何をなさっているのかというか、何をしていたかというあたりがどうなのかなと思いましたが、この辺余り触れなくてもいい部分なのかなと思うんですが、学校の方が割と細かく書かれているものですから。

会長 そのあたりは、次年度から今おっしゃられるようなご意見も含めてつくるということにされたいかがですか。

環境保全課長 団体数はそれぞれ年度を追って増えてきておりますが、登録者数2名から36名ほどありますので、それぞれの団体がどのような活動をされていったか、今、委員がおっしゃったとおり、それぞれの学校につきましてはこのような形で述べさせていただきますので、こどもエコクラブにおいても把握するように検討させていただきたいと思っています。

会長 ほかに。

崎田委員。

崎田委員 今、新宿区内の色々な環境の状況を細かく出して頂いて有難いと思って拝見していました。あと、願わくば来年度への提案なんですが、環境学習情報センターなどの様子を見ていますと、例えばエコリーダー講座など受講生の方が地域のために何かしたい等の意欲を持つ方が最近大変増えていらっしゃるという感じがします。ですから、そういうような方たちがこれを見たときに、その後、自分たちがちょっと一手間かければ情報が手に入るというような何かそういう問い合わせ先とか環境に関する区内の情報につながるようなホームページのデータ一覧とか個人情報や踏まえて一般公開できるようなそういう情報につながるような問い合わせ先とか新宿区内で環境活動をしていらっしゃるようないる団体とかも入れてしまうと、色々な方に次に何か自分もやろうというときの参考になって頂けるのではないかなと感じがいたします。

それで、新宿区内の環境活動団体白書というのを環境学習情報センターで、手づくりで去年、一昨年からつくらせて頂いておまして、まだ余り情報が完璧というまでではありませんが、少し情報提供などをさせて頂くことは可能だと思いますので、また来年度よろしくご検討頂ければと思います。

ありがとうございます。

会長 ご要望ということで同じように扱って頂ければと思います。

では、ほかの方でございましたらお願いします。

奥津委員、どうぞ。

奥津委員 小学校ごとの取り組みのところを一通り見たんですが、全然うちの子供が通っている学校は載ってなくて、あれ、何にもやっていないのかなと思ったんですが、これはどういう形でこのような活動をしているというのを調査したんでしょうか。その年によっても違いますが、バケツリレーを5年生はたしか、6年生はやっている年もたしか戸塚第一小学校はありましたし、これを区民として見たときにやはり子供の通っている学校が出ているか、出ていないか、結構見るときに気になってしまって、あら、やっていないのねと思ってしまうんですが、学校に行くと、このくらいのこういうことはやっているとかピオトープも確かあったなと思います。細かなことかもしれませんが、みんなに見てもらうためには、いろんな小学校、中学校が載っていると、皆さんもっと関心を持って見るのではないかと思います。

環境保全課長 まず、この載せるまでの経緯でございますが、私どもの課だけで実施しているわけではなく、それぞれの課が環境に関する様々な事業実績を出してくださいというお話をさせて頂いております。そして、教育委員会につきましては、教育委員会事務局を通じまして、各学校に原稿の依頼などをさせて頂いているところでございます。

確かにご指摘のように、去年は戸塚第一小学校につきましては、水質汚染だとか大気汚染などについて調べられた子供環境会議というのが学習発表会の中で行われたということで載せさせて頂いております。それぞれの学校が今は特に総合的な学習の時間を使って環境学習に取り組んでいる学校も多いわけでございますし、また、小学校4年の段階で結構ごみだとかリサイクルのことを勉強するカリキュラムとしてあるわけでございますので、必ず何かの形で取り組んでいらっしゃるということは私どもの方も把握をしております。

今ご指摘のように自分の学校が昨年何もやってこなかったという話になっても困りますので、次回つくる際には他の学校の状況等見て頂く中で、この程度だったら自分のところもやっているよとか、あるいはこういうことを書き忘れたみたいなところがもしあるとするならば、全ての学校で多分取り組んでいると思いますので、抜けがないように載せさせて頂くような形で進めさせて頂きたいと思います。

会長 総合的な学習が入ってきているから、ほとんどやっていると思いますので、その辺の書

き方を最初からちょっと気をつけて書いた方がいいですね。同じような意見を持つ方は多いと思います。どうしても自分の子供が行っているところはどうか、気になると思います。

奥津委員 学区を自由選択できるので、それぞれの学校をみんな載せないと、こういう一生懸命いろんな特色がある学校がいいと思ってしまうので、ここに載っていない学校というのは全くそういう意味では評価されないというかアピール度がなくなってしまうので、今みたいに通学区が自由化されてしまうと、載せられるなら全部載せた方がいいのではないかと思ったりします。

環境推進係長 私どもの方では、教育指導課を通して、全ての学校に原稿のご依頼は差し上げております。出てきたものを振るいにかけて落とすようなことはしておりません。

会長 ここでは、こちらの課では。

環境保全課長 ご指摘のとおり、やっぱりAの学校がやっけていてBの学校がやっけていないとなると、やはり見る方々にとっても差をつけてしまうというようなこともいけませんので、委員長ご指摘のように、全ての学校におきまして環境教育をやっているわけでございますので、何らかの形で載せて頂くように今後とも働きかけをさせていただきます。

会長 こんなにやっているよというのがあれば、その方がこの報告書として、また新宿としていいわけですから。バラエティに富んだいろんなことをやっているということがわかった方が良いのでは。よろしくお願いします。

どうぞ、田中委員。

田中委員 田中です。

私、エコライフの推進員をやっておりまして、42、43ページに、自然観察分科会では牛込弁天公園で堆肥づくりをしてきました。それから、自転車整備員もしておりますと思うんですが、今の駐輪場は、1台の幅が40センチのためかご付だと自転車の前輪が入らないので、もう少し広くするとか、一つ置きにすると随分台数が減ってしましますが、何か一つ考慮をして頂けると利用者は喜ぶと思います。今は現場にいると文句を言われるんですよ。「年5,000円も払って登録しているんだから何とかしてよ、おじさん」なんて言われながら、出し入れを手伝っているのが現状です。

それから、平地にある三角地帯にある自転車置き場ですが、奥の方に置いた人は取りに来た時にまったく出せません。奥は15台ぐらい入るんですが、一番奥にあるものは10台ぐらい横へ退かさないと出せない状態なのに、同じように5,000円の年間登録料を払っているん

です。私たち自転車整備員がいる朝7時半から9時半、午後2時から4時の間だと出し入れのお手伝いが出来ませんが、それ以外の時間だととても大変だと思うんです。だから、登録費用のかかる地域の駐輪場現場を見て頂くと、これは置く者にとっては至難の技なんですよ。そこら辺をひとつご配慮頂ければと思うんです。

それから、前にも言ったように、表通りの歩道にある自転車、これは1メートル80の自転車の全長があるのを45度にすれば90センチになります。道路が90センチ広く使えるということです。斜線を引くとか、私は前から提案しているんですが、駅前だけでいいから緑地帯に入れられる方法。そうすると、完全に歩道は全部使えるわけです。そこらのご配慮ができれば利用者としては喜ぶと思うんです。利用者の身になって行政というものは考えるべきではないかと思うんです、基本的な考えとして。そこら辺のところはいかがでしょうね。

会長 自転車の駐輪場のところは101から102ページにあるんですよね。それで、このところは今、田中委員が言われるようなことは直接的には関係ないですね。大ざっぱに全体的に書いてあって。

環境保全課長 今は非常に自転車が見直しをされてきておりまして、環境にやさしい乗り物だと言われてきております。そういう中では区内の道路につきましても、自動車の専用レーンを設けていったらどうかというご提案も頂いておりますし、また、買い物に行ったりする時に止めて置く場所につきましても、歩道を一部区画をつくり活用させて頂いているところですよ。

今、委員ご指摘のとおり、止めたはいいけれども、出せないとか、あるいは二段駐輪場につきましても、多分既製のものですので設置をさせて頂いているので、その幅広いものが今後対応としてできるのかどうかも含めまして、少し担当セクションの方に私の方からお話をさせて頂きたいと思います。

田中委員 参宮橋の方の高速道路の下に渋谷区の駐輪場がありますね。これは有料にするということで業者に任すということになっていました。明日でも見に行こうと思うんですが、何か行政に任せて駐輪場を設置するという看板が出ていましたね。あそこはもう大変です。そこらのことはやっぱり参考にして頂いて、できれば新宿でも物すごい駐輪場に駐車する人の身になって、できれば乗ってこない方がいいと言ってしまえばそれまでだけれども、やはり自転車というのは目的の最も近くまで乗っていく最も便利な乗り物だから、そこら辺のことを考えてやはりもう少し何かいい方法はないかなと思うんです。

会長 先ほどお答えがございましたように、担当部署と協議するということですので、よろしくをお願いします。

では、ほかに。

斉藤委員 これの白書の発行部数と配布先を教えてください。私は一応商工会議所の役員の中から選出されてきていますが、多分、ほかの役員の方もこの審査に来ていることを知っている人はほとんどいないのではないかと思います。できればそういう選出団体のところにはどんなことをやっているのかということを経験しないといけないと思いますので、そういうところにも送って頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

環境保全課長 一応1,000部をつくらせて頂きました。今、委員ご指摘のように、一般の皆さん方にご配布するような部数をつくっていないわけでございます。それで、一般向けにつきましては200円の有償頒布でございますが、今後、区のホームページで閲覧できるようにさせて頂きたいと思います。

会長 また、所属団体で特にご入り用の方たちにお分けしたらいかがですか。

環境保全課長 それぞれの団体からのご推薦もございますので、そういうところから要望がございましたら、私ども当然用意させて頂きます。

会長 お願いいたします。

ほかにございますか。

私、ちょっと気になったのは、ビオトープという言葉が全体的に日本向けのビオトープとなっているんですよ。特に学校ビオトープということは完全に造語なんです。僕は学校ビオトープについて生態系保護協会等に文句を言ったんですよ。25年位前に、ドイツに最初ビオトープというのはどういうものかというのを見に行き、それ以降何十回と行っていますが、草が1本生えているのがビオトープなんです。植物とか動物のあり場所というのがビオトープの言語なんだから、池をつくるのがビオトープと、この白書もそうなんです。学校に池をつくったと。そこに魚とか何かが生きてると、それをビオトープというふうに言っていますが、業者任せみたいなのところがあるんです。そうではなくて、生き物の環境みたいなものをつくるみたいな何か夢を持たせたビオトープの使い方、あるいはもうちょっと正確を期した書き方とかが、必要ではないかなと思うんですよ。環境省にもよく言っているんですが、やっぱり知っている人は知っているんですが、どうもひとり歩きしてしまったんですね。次年度からはビオトープという言葉は多少そういった言語の意味の定義というか、それに沿ったような書き方で書かれていった方がいいかなと思います。

田中委員 私、新宿中央公園のビオトープをやっていますが、一番最初に公募をして27、28人集まったんですが、だんだん減ってきて、最近は常時来る人は8人から10人程度になってしまいました。会合にも出来るだけ来てもらおうと多少私なりに中央公園ビオトープということでこういったものを配っています。ビオトープというところは自然の動植物が生息して、人の心も育つところだと。だから、昭和天皇の「雑草という草はない。草にはそれぞれの名があるのです」という言葉がありますように、ビオトープにも草の種類はどのくらいあるのでしょうか。また、池にはスイレンの花が咲き、オタマジャクシやミズスマシがいます。田んぼにはカマキリやバッタやヤゴもいます。土の中にはミミズや小さな虫もいます。田んぼの稲穂を見ながら草を手で分けながら野道を歩くとトンボが飛んでいたり、チョウチョが舞っています。小川には小鳥が飛んできて水を飲んで水浴をしています。

このビオトープは都の下水道局の工事が終わり事業施設を撤去、公園に復元することになりました。そこで新宿区緑地公園課の呼びかけで都の復元資源により、ビオトープづくりを有志によるボランティアで企画しました。大人も子供もみんなで自然を守り、楽しみながら豊かな人の心の育つところになればと思いますと、楽しみつつ、里の思い出懐かしむビルの谷間のビオトープかなというのを配ったんです。

会長 中央公園にしたら、中央公園全体がビオトープなんです。そこに1カ所どうこうというのはまた、それはそれで意味があるんだけど、それをビオトープというのではなくて、全体がビオトープと、そういう意味合いになりますね。

田中委員 カルガモなんかも来まして、池の中に対して本当に人が来て、ああと思うようないい場所だったんですが、カラスにやられてしまってカモが来なくなってしまったんです。これからもできるだけ協力して頂いているんなご指導を頂きたいと思うんです。

崎田委員 3つ位気付いたところを言わせて頂きます。

今この新宿の環境基本計画の方は共に創るというところが一番中心ですので、こちらも割に早めのところにパートナーシップというところをしっかりと入れて頂いて、大変強調して頂いて有難いなと思っています。それで、そういうところをもうちょっと強調するためにも気付いたことが2点あります。新宿は非常に普通の住宅街もありますが、大企業の方やあるいは商店街とか、非常に多様な事業者の方も大変大勢いらっしゃいます。そういう方たちがこれから環境配慮を進めて頂くというのが大変重要なところです。かなりトップランナーというか、熱心にやっていらっしゃるところも多い地域ですので、せっかく子供たちの動きがこれだけ出ていますので、そういう大企業であったり地域事業者であったり、

いろんな方の様子がもう少し見えてもいいのではないかなという気がします。あともう一つ、色々な環境活動を協働で実施するということが非常に増えてきましたが、色々な情報提供を行っていても協働で取り組んでいる事例が多くの方に関心を持ってくださることが大変増えてきています。

ですから、例えばこういう小学校の事例の中でもこの学校と地域の住民団体が一緒に協働してやっている事例とか、地域の企業と学校が協働している事例とか何かそういうものもポイントをつけて入れて頂くと、新しい社会の協働で地域社会を快適にしていくという印象がこういうところからも読んでくださる方に伝わるのではないかなという感じがいたしました。

あと、化学物質のことがこれから大変社会で重要課題になってくると思います。企業の方が化学物質対策を頑張ってくださいるとともに、消費者自身ももう少し自分たちの暮らしの中での化学品の扱い方を考えたり、消費者がもっと身近な形で化学物質や化学品に理解を深めるといこともこれから大変重要課題になってくると思います。97ページ前後に公害対策としての色々な物質についての情報や取り組みは出ていますが、これからの市民もきちんと理解していきながら化学物質リスク削減に社会全体で取り組んでいくような、きちんと変化する時代の動きが感じ取れるような情報提供も今後考えて頂ければ有難いかなと思いました。よろしく願いいたします。

環境保全課長 16年につくりました環境基本計画の中でも環境白書の作成という項目がございまして、その中で区の役割といたしましては、それぞれの環境施策を白書としてまとめ、そして、それを検証していくというような位置づけにさせて頂いております。

事業者の役割といたしまして、やはり環境レポートの作成だとかを各企業でやっていらっしゃる場所もあります。そういう企業での環境レポート、あるいは個人レベルで環境家計簿だとかそういうものをつくられていて、そういうのを多様な一つのアクションとして一堂に会して意見交換だとかすることもこれからある意味では考える必要があるかなと思っています。

今回は、区の施策についての環境白書を明日予定しております白書を読む会でございしますが、いずれは企業でのそういう取り組みだとか個人レベルの取り組みだとか、いろんなものを集めて少しシンポジウムのようなものも取り組んでそれぞれ情報交換をする必要があるのではなからうかなと思っています。

それと、2点目の公害の問題でございます。

確かに今おっしゃるとおり、区民の方が自ら自分たちが吸っている空気はどうか、騒音はどうか、あるいは排気ガスはどうかということを知るといっても必要ではなからうかと思っています。私どもは今、震動計ですとか騒音計だとか、そういうものはお貸しをしているところですが、もう少し広い意味での化学物質に対する自分たちの意識啓発といいますか、区民の皆さん方がいかにこれから取り組んでいってもらうことにつきましては、少し行政サイドとしても考えさせて頂きたいなと思っています。

会長 よろしく申し上げます。

では、ご意見頂いていない方、特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。わかりました。

では、ほかの件もございますので、白書についてはこれで終わりにしたいと思います。

新宿区地域省エネルギービジョン（新宿区省エネルギー環境指針）の策定について
会長 では、2番目の新宿区地域省エネルギービジョン（新宿区省エネルギー環境指針）の策定についてということで、ご説明をお願いいたします。

環境保全課長 それでは、お手元に今日、A4 1枚でやはり概要をお配りさせて頂きました。

新宿区地域省エネルギービジョン（新宿区省エネルギー環境指針）の策定についてでございます。

この策定の目的ですが、昨年2月16日に京都議定書が発効いたしました。そして、同月24日には特別区長会といたしましても、この京都議定書の目標達成に向けた共同宣言を行う形で、各方面で色々地球温暖化に対する取り組みが進んできているのかなと思っております。新宿区といたしましても、地球環境問題の一層の対策が求められているという背景がございます。

こういう状況の中で、特にエネルギー起源の二酸化炭素削減にとって省エネルギーへの取り組みは温暖化対策の大きな柱をなすため、新宿区の地域特性に合わせた省エネルギー関係施策を具体化・体系化し、様々な主体の省エネルギーの取り組みを進展させることを目的といたしまして、この指針をつくったものでございます。

この指針を策定するに当たりましては、NEDOという国の外郭団体ですが、そちらの補助金で全額賄いまして、昨年非常に短期間でございましたが、学識経験者等、各事業者、区民団体やNPOの皆さん方等に入って頂いて策定委員会を開かせて頂いて策定したものでございます。

このビジョンの位置づけですが、新宿区環境基本計画の基本目標の4に「環境負荷を減らし、地球温暖化を防ぐ」という項目がございます。この目的における具体的なアクションプランとなるものです。また、この新宿区環境基本計画は15年から24年までですが、その後期の平成20年度からの5カ年を計画期間といたしまして、見直しを行う予定です。新宿区環境基本計画の後期におきまして、今回のビジョンの内容を地球温暖化防止のための施策として反映する予定です。またいずれ当審議会の中におきまして、今申し上げました新宿区環境基本計画の後期の見直しにつきましてご論議頂く場も設定を別途させて頂きたいと思っております。

策定体制につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

ビジョンの概要につきましては、後ほど少し詳しくお話をさせて頂きたいと思っております。

作成部数ですが、地域省エネルギービジョン本編は200部でございます。概要版は5,000部でございます。この部数につきましては、非常に少ないというふうなお話も伺っております。確かにこの200部あるいは5,000部につきましても非常に少ないというのを私どもも実感をしているわけですが、先ほど申し上げたように、国の補助金というふうな部分もございますし、なかなかこれ以上をつくるというわけにもいかなくなっていく中でこの部数にさせて頂いております。国の方の一つの考え方といたしましては、すべて各自治体におきましても取り組んでいる自治体が多くなってはおりますが、そのビジョン等につきましては、ホームページ上で見るようにしてくださいと。こういう冊子をつくることによって、やはり紙の使用量が増えるわけですので、そういうものを抑えるためにも電子情報におきまして広く多くの区民の方が閲覧できるようにしてくださいというふうな指導もあったところではございます。

それでは、お手元に地域省エネルギービジョン、新宿区の省エネルギー環境指針という本編の冊子と、概要版をお配りさせて頂いております。時間の関係もございまして、概要版をお開き頂きたいと思っております。

まず、見開きを開いて頂きますと、左のページに地球温暖化のことにつきまして、なぜそのような形で地球温暖化が言われているかというふうな形で、これもQ & Aで書かせて頂きました。また、一番下には新宿区の平均気温として、年によって若干の前後はありますが、平成7年から比べるとかなり平均気温あるいは真夏日、熱帯夜が上昇してきているというふうなことも伺い知れると思っております。

右のページにもQ & Aという形で省エネを実践した場合のイラストが上に載っております。

て、下の方に実践しない場合ということで、地球規模でいろんな部分で弊害が起きてくるというような形で掲載をさせて頂いております。

開いて頂きまして、一番左のページには、この地域省エネルギービジョンとはというような形で書かせて頂いております。また、目的あるいは理念と基本方針も載せて頂いております。

そして、その右のページには、新宿区の地域特性、本編にも書かせて頂きましたが、新宿区における色々な特性をピックアップいたしました。

まず、一番上に新宿区の全エネルギー消費量は緩やかに増加していく傾向にありますということで、その中でも民生（業務）部門が半分以上を占めるということです。これはどういう業務かといいますと、例えば新宿区内ではホテルですとか、デパートですとか、その他の一般小売業、事務所部門が非常に多くございます。そういう意味では、このエネルギー消費量を新宿区におきましては、この民生、業務部門が57%、半数以上を占めているというものでございます。

また、運用部門は20%です。新宿区は通過交通量が多いという特性もございます。そして、民生（家庭）部門は14%ということで、この上位3者が非常に新宿区の特性として多いというものでございます。

ここに、産業部門9%というのがございます。これは新宿区内における工場ですが、新宿区内には大日本印刷さんを初め幾つかの産業部門がありますが、日本全体あるいは東京都におきまして、その中で新宿のこの産業部門というのは非常にパーセンテージは低くなっております。また、特にその産業部門につきましては、国の制約がありまして、法的な中で規制があり、色々な報告義務があったり、自らエネルギーを消費する量を減らされている現状もあります。

その次に新宿区の社会的な特徴でございます。昼間人口80万と言われております。夜間人口は27万から28万ですので、その3倍が昼間人口としてオフィス街ですとか繁華街に生活をされているというものでございます。

その中で第三次産業が86%を占めまして、その半数は従業員が5人未満の中小企業者であります。また、新宿区は単身世帯が多く、例えばお風呂を使うに当たっても1人で使う、複数世帯ですと、それを一家が共同して使うわけですが、単身世帯が多いということで、基礎的なエネルギーの使用がここで多くとられてしまうといえますか、どうしてもその辺がベースとなっているところが非常にあるということです。また、外国人が多いというこ

とも特徴としてあります。

また、非常に交通網が発達しています。鉄道あるいは道路につきましてもかなり発達をしている特徴があります。

一番下に今回この資料をつくるに当たりまして、アンケートをとらせて頂きました。そのアンケートの状況ですが、エネルギーにつきまして関心は非常に高いですが、実際に行動にはつながっていないというのがその右のグラフです。

次に、省エネルギーの目標値でございます。

恐れ入りますが、本編の方の62ページ目をお開き頂けますか。厚い冊子の方の62ページ目です。

省エネルギーの目標というものです。

国におきましては、京都議定書の目標達成計画をつくりました。6%の削減を目標にそれぞれ部門別にやっていった場合に対し、新宿区につきましても、部門別にCO₂の排出量を1990年度の比として62ページの表の4 - 1に書かせて頂いておりますが、Aの欄で産業部門が499ということで、その後民生部門が1,590、運輸が410、トータル2,499という数字を載せさせて頂いておりますが、これが国の目標達成計画に示された部門別の削減目標に沿って新宿区の数値を逆算していくと、2,688という排出量になるということで、1990年に対する2010年度比が2,688ということで7.6%増えるというものです。国の目標達成計画の中で新宿区が役割を果たすためには、1990年比で7.6%増に止めなければならないということです。それに対して、概要版に戻って頂きますと、概要版の右から2ページ目ですが、新宿区としては、さらに排出量を削減していこうということで、短期目標、2010年につきましては、プラス5%に抑えていこう、そして、中期目標といたしましては、2020年度までにはこれをマイナス5%に抑えていこうというのを一つの目標値として掲げさせて頂きました。

実際にその一番下にありますが、推計とこの目標との乖離はどうかということで、ここにありますように、2010年度につきましては4%を削減していく。推計値よりは目標を達成するためには4%を削減する、そして2020年度は13.8%を削減するというような目標を掲げさせて頂きました。エネルギーの使用量につきましては、本編の方に算定方法を述べさせて頂いております。後ほどご覧頂きたいと思います。

そして、概要版の一番右のページの省エネルギー施策の骨子ということでございますが、重点目標1、2、3という形で書いてございます。重点行動計画というような形で、省エ

エネルギー意識の向上によりライフスタイルの転換を促進する、これは民生（家庭）部門の対策でございます。

2つ目として、省エネルギーへの取り組みが中小事業者等への活性化につながるように、環境と経済の両立を目指しますということで、民生の業務部門あるいは産業部門の対策として重点行動計画を述べさせて頂いております。

3つ目として、効率的な自動車利用を促進し、自動車交通による環境負荷を低減しますということで、運輸部門の対策として挙げさせて頂いております。

本編の中では重点行動の計画といたしまして、30ほどの案を載せさせて頂いております。このページにも幾つか案を載せさせて頂いているところです。今度は裏のページをお開き頂きたいと思います。

今後の推進体制でございますが、新宿区内にこれから新宿区の（仮称）地球温暖化対策本部という組織をつくって各セクションにおきましてどのような取り組みをしていくかを論議頂き、また当審議会との連携を密にして実際の施策に結びついて、これが実りある計画として実現できるように努力をさせて頂きたいと思っております。

最後に、今回省エネルギービジョンで、括弧書きで新宿区省エネルギー環境指針ということで二重書きになっておりますが、先ほど申し上げたように、国の補助金の項目といたしましては、省エネルギービジョンという形の補助金を頂きましたが、新宿としては新宿の独自性を出したいということで、今後につきましては新宿区省エネルギー環境指針ということで、取り扱いをいたしたいなと思っております。

せっかく省エネルギー環境指針をつくらせて頂きましたので、平成18年度の一つの事業といたしまして、この地球温暖化の問題を広く区民の皆さん方にお知らせしたいため、来年度は、私の便利帳の作成の年に当たりますので、私の便利帳に差し込む形で区民にわかりやすい冊子をつくって、広く区民の方々にPRをしていきたいなと思っております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

小林委員 確認事項なんですけど、環境白書の方の7ページに新宿区省エネルギー環境指針の推進体制ということで、その下の方に新宿区地球温暖化対策本部、ここに仮称という文字がとられていますね。というのは、これは3月に出されているわけですから、当然外れていてもいいのかと思うんですが、今ご説明頂きました省エネルギービジョンの概要版の

方がまだ仮称になっているんですね。矢印の一番下の方の（仮称）新宿区地球温暖化対策本部と、これは2月ごろだと思うので、まだ仮称だったということで理解しておけばよろしいんでしょうかという確認が1点と、それから、その上の矢印のところの新宿区立環境学習情報センターの役割が非常に重くなってくるのでないかなというところで、今日は崎田委員もお見えなので、その辺のお話を頂ければと思いました。以上2点の説明を頂ければと思います。

環境保全課長 ご指摘は大変よくわかります。

7ページ目が誤りでございます。7ページ目の新宿区地球温暖化対策本部はまだ仮称でございまして、まだ発足をしてございません。新年度になりまして早々に発足をする予定でございしますが、まだ仮称でございます。ありがとうございます。

そして、今ご指摘のとおり、新宿区立環境学習情報センター、こちらは今も情報の発信基地でもございますし、また、それぞれの団体が連携をされ、そして共同されて環境に関する様々な研究などもされているわけですが、おっしゃるとおり、これからはやはりこの環境学習情報センターがこの地球温暖化につまましての発信基地になってこようかと思えます。私どもも来年度、この地球温暖化につままして予算化しまして、この環境学習情報センターでまたこの一翼を担って頂きたいということで、今様々な調整などを行っているところでございます。

会長 よろしいですか。

では、ほかにございましたらお願いします。

中野委員、どうぞ。

中野委員 この概要版の中身を拝見しますと、とてもよくわかります。お上手におつくりいただいていると思います。大変よくわかります。

ところで、この一番最後の行動計画や実施計画のところですが、割合その区民の意識づけ、動機づけとか、あるいは心に訴える部分だとか、どちらかというソフトウェアに対する対策というのが大分見られますが、ハードウェアに対する対策はもう少し色々あってしかるべきではないでしょうか。それは技術者、その他が考えなければいけないことで、区の行政だけでは出来ないと思いますが、例えばこの中にもクリーンエネルギー自動車の切り替え支援事業がありますが、これはむしろハード対策になるわけです。また、例えばごみ処理に対しては膨大なエネルギーがかかっているわけです。ごみ処理を分類するのさることながら、それを今度焼却すると、焼却したら残在をどうするかという大変なごみ処理

のエネルギーがかかっているわけです。こんな部分についても民間なら私のところなんかはごみ処理を家庭でできるようなもの、あるいは小規模事務所でもやはりごみを処理するのにエネルギーは余り使わないで処理ができる機械を開発しろということで、今ある程度のところまででき上がっています。そういうものを例えば普及していくと、これが私のハードウェアではないかなと思います。

今申し上げた家庭でできるというのは、最近は蒸気エネルギーで短時間に効率よくごみを処理してしまう。処理してしまっただけ残ったものは全部炭になるわけです。その炭を今度は再利用すると、こんな循環サイクルのものをつくったりしております。この蒸気でやるというのは、今、小さいエネルギーで出来るようになっていきます。オープンレンジが今は蒸気になっていっています。ああいうものが小電力なんです。小電力でもってできるようになってきているわけです。例えばごみ処理の中にもそういうのが採用されて、小さいエネルギーで処理して、しかも出たものは炭ですから、再利用して、利用するともう何もなくなってしまうと、こういう循環があります。そんなハードウェア対策もこの中へ折り込まれると大変いいなと今思ったわけです。

これは意見として申し上げます。

会長 今後ともいろいろアイデア、よろしく願いいたします。

環境保全課長 私も今初めて蒸気でそういうごみ処理ができるというのはお聞きいたしました。本編の69ページ目から幾つか施策の案を載せさせて頂いております。

今、おっしゃるとおり、まずは啓発ソフト的な部分が主になってくるのは間違いありませんが、69ページ目の右の方にもハード的視点という形で幾つか案を載せさせて頂いております。これが全てできるかどうかはわかりませんが、例えば省エネ製品の購入時の差額融資制度とか、あるいはこの下の方にございますように、集合住宅における様々なエネルギー関連の効率的なモデル事業ですとか、あるいは集合住宅における太陽光システムの導入の助成とか、こういうものもできればハード面になってくるのではなからうかと。私もどうしても家庭における民生や家庭部門と、そして業務部門が主になってこようかと思っておりますので、その70ページ目あるいは71ページ目も幾つかハード的な考えられる施策として載せさせて頂きましたが、今おっしゃるような、ほかの事業もこれから色々技術革新も出てくるかもしれません。そういうことなども含めて先ほど申し上げたような対策本部でもって十分検討をさせて頂きたいなと思っております。

会長 小高委員。

小高委員 省エネルギー目標値のところを見ていて、非常に新宿区はかなり厳しいなというのはよく分かりました。データの算出の仕方は後でござんになってというお話がありましたが、ちょっと見てみたいと思うんですが、これはデータをとれていけるんですか。データが押さえられるんですかということですが、向こう2010年、2020年の大きな目標を持っていますね、CO₂の削減量で。これとっているんですか。

環境推進係長 現時点では、このビジョンをつくるときに東京電力、東京ガスの多大なるご尽力を頂きましたが、そういったエネルギー供給事業者様の方からのデータをベースにした形で検証させて頂くということになります。

小高委員 それともう一点ですが、省エネルギーと言いながら、CO₂の削減量だけを目標値にしているというのは一つ意味がよくわからないということと、右の方の骨子を見ると、そういうものだけではないようなものもかなりあるような気がするんですが、別に数値目標以外の評価というのはなさないんですか。頭はもう環境枠というのがどんとあって、その中で省エネルギーというふうに出してしまっ、目標値をしっかりとCO₂の削減量で見えていますね、90年度比で。それはそれで目標値はよろしいかと思えますし、どういうふうに関後数字をとっていった評価をするかというのが一つ今後の勝負になりますよね、議定書の会議の中で。

もともと基本計画との絡みがあって、環境と大きく言っていて、いろんな施策も出てくる中で、CO₂の削減だけにスポットを当てているだけでよろしいんでしょうかという質問をしたんですが。

環境推進係長 この点につきましては、ご承知のことと思いますが、国の京都議定書目標達成計画がございまして、その中での目標の掲げ方がCO₂の削減用で表されております。私も、これは本編の61ページから基本方針をとりまして、62、63、64と目標値を定めています。最初に国のCO₂削減の方針に合わせて新宿区のCO₂削減量を決めて、最後に64ページのところで、それが省エネルギー目標値としてギガジュールでどのぐらいになるのかということへ追いかけていっているという形態をとらせて頂いているということでございます。

もう一点、環境全体の中での省エネルギーというかCO₂削減の位置づけというのは、あくまでも省エネ推進法に基づく自治体の役割として今回この省エネビジョンをつくっておりますので、環境基本計画の第4章にぶら下がってくるアクションプランということになりまして、まだまだ一部門のアクションプランに過ぎないということをご理解頂きたいと

思います。

向山委員 関連の質問ですが、エネルギー使用量の多い事業者は今のCO₂の削減ということで、都の方の条例で確か色々資料提出をしたりとか目標値をつくっていますが、その辺の兼ね合いというのはこれ、どういうふうに決まっているのでしょうか。

環境推進係長 そのあたりにつきましても、温暖化防止法のところで大規模事業者については都道府県が行うと。特に東京都の場合には計画書制度をつくってしまっていて、これは本編の11ページから東京都の対策についてもご紹介をさせて頂いておりますが、そういった形で東京都は相当厳しくやっています。

国の目標達成計画の中で、自治体の役割といっても都道府県レベルと区市町村レベルで当然違ってまいりまして、私どもはどちらかというと家庭部門、それから業務部門でも中小規模のところを対象にして頑張れというご指示をいただいております、大規模なところは東京都でかなり厳しい……

向山委員 かなり厳しい、細かい資料を出していますが。

環境推進係長 はい。私どももこの目標値を設定するときに、もちろん東京都にも策定委員には入って頂いておりましたが、相当情報のやりとりをいたしまして、東京都が大規模事業所についてこのぐらいの削減を目標にしてやっていけるだろう。一方、新宿区が中小事業者であるとか家庭を対象にしてどのぐらいやったら合計でどこまで行けるのかというような形で大分議論いたしました。正直申し上げて、中小ですとか家庭というのは非常に把握するのが難しく、一つ一つの効果は非常に小さいものですから、それを全部積み上げてどこまでいけるか、先ほどお話がございましたが、この目標値というのは相当厳しい設定だなというのは覚悟しております。

小高委員 何となく大規模事業者は別の意味でかなりノルマが科せられているので、自らやっついていかないとおしかりを受けてしまうような状況でやっている。つまり小規模な企業とか一般家庭の省エネの意識をどういうふうにかような運動をしていくとか、意識を持たせていくかというのが非常に大事なところなので、そこがかなりしっかりしていないとかなり難しい数字かもしれません。

環境保全課長 先ほど申し上げたように、これを本当に実効性のあるものにして、このパーセンテージをいかにPRしていくかというのは多分至難の業ではないかと思っております。そして、今おっしゃったように大規模の事業所につきましては、いろんな法的な制約だとか東京都の縛りがついたりして、かなりそういう意味では削減がわかりやすいんですが、各家

庭でどの位削減したかというのを推計あるいは実際に測ってみるのはどのような形でやっていくか、それを私どもの来年度の課題だと思っております。

会長 大変ですが、どうしてもやらなければいけないと、最終的には。そういうふうな時代になっていくんでしょう。

環境推進係長 1つの事例として省エネナビというナビゲーションシステムがありまして、ご家庭にくっつけると電気の使用料、例えばスイッチを1つ消すとどの位削減されているかというのをリアルタイムに画面で表れる機械があります。そんなのをごらんになりながら、ご家庭で色々省エネをやってみて、これだけ効果が上がったな。また、データの蓄積ができて、去年と比べるとこんなふうになったなというのがありまして、取り合えず来年度は100台ほど貸出事業をやりまして、区民の皆さんに実際に使って頂きながら、やってみて自分のところはこうだったというのをまたご近所に広めて頂くような、地道なところからやってみたいなんていうことを考えております。

奥津委員 家庭でというのが難しいというお話でしたが、私も含め、私の周りの人は結構スーパーで買い物をするよりも生協のもので間に合わせている人が多くて、多分新宿区全体でも生協の入協率は高いと思うんですが、生協は大概過剰包装していませんし、瓶も紙パックも全部リサイクル、リユースしていて、だから私の生活の中でもそれはすごく当たり前なので、家庭でのごみというのは普通よりはかなり少ないと思うんですが、そういう取り組みは多分生協に入っていたりすると呼びかけもしているし、普通に生活の中でできているお家も結構あるのではないかと思うので、こういうをつくるときに、そういう生協の方とか委員に今度何かありましたら、入ってもらったら何かもっと細かい各家庭での取り組みというところで意見をもらえるのではないかと思います。

環境保全課長 今、国の方でも登録制度みたいなのをつくってありまして、家庭で例えば今まで家族で別々のテレビを見ていたけれど、家族が1台のテレビで見るようにするとか、そういうことを少しずつ積み重ねながら結局CO₂の削減はどのくらいになったと、そんな計算をやって、何かそういうことも出ておりました。

今の話で、本編の27ページ目をご覧頂くと、コンビニエンスストアの店舗数と密度というのが出ているんです。非常に新宿区内には人口当たりの店舗数は東京都全体で人口当たりに換算すると2倍以上でありますし、非常にコンビニエンスストアは24時間営業することによって、それぞれかなりCO₂を排出しているのかなということで、なかなかそれぞれのコンビニエンスストアはそれぞれの営業活動がありますので、なかなか規制するのは難

しいのかもしれませんが、例えばこれに対して一つの施策といたしまして、78ページ目にこれは施策の16ということでできるかどうかわかりませんが、コンビニエンスストア省エネモデル事業というような形で、こういうコンセンサスが得られれば一つやることも必要なのかなという感じもいたしております。

崎田委員 先ほどのチラシの後ろに推進体制で新宿区立環境学習情報センターというのが書いてあって、とても大変だなと実は思っています。まだ来年度に関して選定を受けている最中で、まだ正式にこの後の議題で次のテーマが出てくるのではないかと思うので、それで先ほどは、だまっていたんですが、来年度以降もやらせて頂ける状態であれば、今皆さんに色々お知恵を頂きながら、多くの方に呼びかけあって相談させて頂きながら、現実に行っていかなければいけないなと思いました。

それで、やはり普及啓発で終わるのではなくて、実際に暮らしの中の改善とか事業活動の中の改善とか、現実きちんとつながっていくというところまでいかないとこれからはいけないんだと思います。その辺をきちんとやっていかなければいけないと思っています。ただし、あんまり悲観していないと言うと変ですが、去年いろいろな事業の中で節約講座とか色々やりましたが、クーラーを10年ぐらい前の機種から家の中を全部新しい機種、省エネ機種に変えたというお家の方が去年の夏、使用料がすぐに2割減るとか、そういうデータがぼんと出るんです。あと、非常に日当たりのいい窓辺に緑のカーテン、いわゆるつる性の植物を植えて、それで夕方きちんと窓を開けて風を入れるとかのクーラー漬けでないような暮らしに変えるという講座をやりましたが、やられたお家はやはり2割電気代が急激に減るとか、やはり少し視点をきちんと具体化していくようなところをやっていけば、それなりに変化が出る部分がまだまだあるのではないかと。それだけ私たちはエネルギーをせっかく大事につくってくださっているエネルギーを無駄にしていることもあるのではないかなというふうに思っています。色々教えて頂きながらやろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 どうぞ、小川委員。

小川委員 今の崎田委員の話と、先ほどの課長の話の中にスーパーの夜間の話とか出ていますが、この目標が絶対値で出ています。この絶対値の目標を達成しようとする、今、崎田委員の話のように、効率をよくしようという話ならいいんですが、例えば先ほどの話のようにスーパーを夜動かないようにしたいとか、新宿区の住民を減らせば当然CO₂の排出量は減るわけですが、絶対量だけではなくて、今、崎田委員の話のように、上手にエネル

ギーを使う、効率をよくするという発想を入れておかないと、これはちょっと変な目標担ってしまって、経済活動を押しやえ込んでしまおうとか、いろんなマイナス面も出てくると思われますので、ちょっと考慮が必要かなと思います。

環境保全課長 その辺は区長もケチケチ運動で何でもかんでも減らせばいいという話ではないといっています。

小川委員 ケチはいいんです。ケチはいいんですが、自由な活動を押しやえ込んでしまおう。住民を減らせということになってしまいます。

環境保全課長 決してそういうことではないという話をしております。

これだけ便利な世の中を享受していますので、なかなか昔の時代に戻れというわけにはいかないわけです。ただ、そういう中で先ほどおっしゃったように、新しい機種にすることによってかなり電気あるいはガス代を減らしていったら、同じ今までの状況が維持できるというものもありますので、それは捨てたものがまた廃棄物になって、それに対するエネルギーも使われてくるわけですが、総合的に判断して今何が正しいのか、求められているのか、やはりいろんな部分で検討していかなくてはいけないことです。ただ、人口を減らせば、何を減らせばいいという話ではないのかなということでも区長もその辺はよく言っております。

環境推進係長 ちなみに誤解があるといけませんので、ちょっと細かいことをご説明させていただきますが、この試算をする段階で、当然のことながら新宿区の今後の開発ですとか発展ですとか、要するに人口の増加あるいはオフィスビルの床の増加、店舗の増加、そういったことのトレンドは全部読み込んでいます。ですから、例えば人口が同じで店舗数も同じ、オフィスの床面積も同じでしたら、皆さんが少し努力していただくことによって絶対数はもっと減るはずなんです。ところが、90年比でもって5%増える。どうして、増える方向にいくのかというと、再開発で新しいビルが建つとか、そういったことが当然出てきて、それを色々折り込んだ結果としての試算をしておりますので、小川委員のおっしゃったような自由な経済活動を阻害するようなことは一切考えておりませんので、ご心配ありません。

会長 大事にやっているんですね。

ほかにございますか。よろしいですか。

新宿区地球温暖化対策本部、これ随分気に入りましたが、23区であるところというのはどこですか。

環境推進係長　こういう名称を使っているかどうかはわかりませんが、昨年2月にこの京都議定書が16日に発効して、すぐその直後に23区の区長の集まりの特別区長会というのがございまして、23区は協働して地球温暖化に対して頑張っていくんだという宣言を出しております。

区長会が昨年1年検討した結果の報告書が出まして、18年度、19年度の2カ年かけまして23区が足並みをそろえて協働事業で温暖化対策をやっていこうという話が今出ておりまして、この新宿区の動きはもちろんこれはこれであるんですが、23区も多少の形の違いはあるとはいえ、同じ方向を向いて今頑張ろうとしている状況でございます。

会長　やっぱりEUとかヨーロッパの動きを見てみると、さっき国とか自治体とか都とかという話がありましたが、そういう考え方ではないですね、見てみると。本当に自治体からガバメントがどんどん広がっていくというか、自治体が積極的にそれを企画して温暖化防止の施策をやっていくと、そういった同じ組合みたいな、それが同じ考え方を持って、同じ行為をやって、みんなそれこそかなりのパーセンテージで加入していくというような、そういう動きですよ。やっぱり国がどうこうというものではないから、上から割り振ってどうこう、やっぱり個人から上がっていくレベルのもので、先ほど色々なお話がありましたが、その辺が大事なんですね。このレベルから、それで自治体の対象者というのが出てくるのではないかなと思います。

では、次に移りましょう。どうもありがとうございました。

環境学習情報センター及び区民ギャラリーの指定管理者決定について

会長　3点目の環境学習情報センター及び区民ギャラリーの指定管理者決定についてお願いいたします。

環境保全課長　それでは、本日お配りさせて頂きました新宿区立環境学習情報センター及び新宿区立区民ギャラリーの指定管理者候補団体の選定に関する要領がお手元でございます。そして、最後に二次審査の審査状況なども載っております。当施設につきましては平成16年にスタートいたしまして、2年間指定管理者ということで運営を実施して頂きました。今回はさらに3年間、指定管理者にこの運営等をして頂きたいということで、外部の委員も入って頂きまして、選定委員会を開催いたしました。

選定につきましては、一次審査、二次審査ということで進めさせて頂きました。

今回はその審査の前に周知をいたしまして、この指定管理者の応募をするための説明会を

11月24日と12月5日の2回開催いたしました。当初は15団体の方がお見えになり、説明をお聞きになってお帰り頂きました。実際に応募されて申請書をご提出頂いたのは4団体でございます。この4団体につきまして、第一次審査をいたしました。第3条の4にございますように、第一次審査につきましては160満点でございます。内訳は事業計画につきまして100点、経営能力につきましては60点の配分といたしました。

その結果、お手元の資料の一番最後のページでございます。

A、B、C、Dという4団体がそれぞれの項目に応じて評価をいたしました。その上の方の指標の中で、3番目にプレゼンテーション及び質疑を通じた全体的評価という欄がございます。第一次審査につきましては4団体の審査をいたしました。この全体的評価でゼロという団体がございます。こちらにつきましては、第一次審査の中におきまして、一番トップのDの団体をCが第二次審査によっても超すことがないという判断の中で、第二次審査には進めませんでした。従いまして、A、B、Dという3団体が第二次審査に進むことになりました。プレゼンテーションにつきましては、1月31日にプレゼンテーションを実施し、質問等をする中で最終的な結論を出したものでございます。Dの団体が1,124点で1番、Aの団体が846点で2番ということで、次点という形で結果が出たところでございます。

この結果に基づき、新宿区議会の第1回定例会におきまして、指定管理者に関する議案を提案いたしました。過日の本会議におきまして提案どおり可決をいたしました。第1位の団体は特定非営利活動法人新宿環境活動ネットでございます。

以上でございます。

会長 では、ご質問等ございましたらお願いします。

奥津委員 環境活動ネットというのは、今まで2年やってきた団体と同じだということではないんですか。

環境保全課長 はい、今までの団体が引き続きということですよ。

崎田委員 私はこの委員会は学識委員として入らせて頂いておりますが、一応地域の中で多くの環境に関心を持っている方とNPO活動をしております。今お話があった団体の代表理事を務めています。それで、2年間地域の方の中でセンター長と職員が二人、合計3人が職員として入らせて頂いて、あと、多くのアルバイトの方は非常勤職員などで市民参加型環境学習センター運営という形でやってまいりました。できるだけ多くのいろんな地域の企業の方とか団体の方の知恵とか持っていらっしゃるいろんなノウハウを行かしてい

きながら活動であったり仕事になる部分、いろいろと交流して頂ければと思ってやってきました。これからの3年間は今のお話にあったように、それを普及啓発の段階から一歩進めて、本当にプラスの中のライフスタイルの改善に定着させることが本当に求められていると思っていますので、今まで以上にもう一回広く呼びかけて、多くの区民の方や区内の事業者の方のお知恵を頂きながらきちんと地域に定着していくような形で色々な事業を楽しく展開していきたいなと思っています。

先ほどはまだ正式にお話を伺っていなかったのではあんまり発言は控えさせて頂いておりましたが、やはりこういうビジョンがまとまって、多くの方とやっていくというのはすごく、チャレンジとしては是非やってみたいと思っておりますので、またいろんなお知恵を頂きながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

環境保全課長 委員長、よろしいですか。

今回につきましては、15団体が説明会にお見えになりました。実際に申請書類を出されたのが4団体ですが、ビルを管理されることを業としている団体が多くありました。どうしても本施設につきましては、環境学習情報センターと区民ギャラリーが併合されている施設でありますから、色々と管理運営面から警備等の重要な部門ももちろんあるわけですが、この選定委員会の委員の皆さん方がいろんなお話をされている中で、やっぱりこの部分につきましては、ソフトといいますか、管理はしっかりしているけれども、中身はどうなのかなということが色々心配されているところがあって、そういうご評価が環境活動ネットになったのだらうと思っております。

確かに、イベント的な提案がありまして、単にイベントを提供すれば、そこに来た人が楽しむということの提案が多くて、区民の方やNPO団体、あるいは環境に関心を持っている方々との連携を持って運営をしていこうという視点がほかのところにはなかったという感じですか。先ほど、崎田委員がおっしゃったような形のこれから進んでいかれようとしている、その辺が評価になったのではなかろうかなと思っております。

崎田委員 ありがとうございます。

会長 ほかにございますか。

小林委員、どうぞ。

小林委員

せっかく崎田委員もいらっしゃるのでお願いということもあるんですが、このA、B、C、

Dの各公募者の件数が出ておりまして、やや安全管理についての基本方針、事故対策とか防犯、衛生等でそこだけフェンスをあげつらうのはいかがかとは思いますが、こういう点は選定委員の方もやはり今後改善して頂きたいということなのかもしれないので、この辺についてもどのあたりが足りなかったのかということをもう少し色々考えて頂いて、より良い環境学習情報センターに進んでもらいたいと思います。いろんな方がいらっしゃるわけですから、防犯とか安全については指定管理者の大事な資質になっていくだろうと思いますので、我々もできる限り協力していくことと同時に、管理者ということでもよろしくお願ひしたいと思います。

小川委員 ここは満点が5点だとか、そういうのはないんですか。

環境推進係長 配点につきましては、この選定に関する要領の中に一覧表がございまして、それぞれの項目について配点を書かせて頂いています。選定委員が7名おりましたので、例えば5点満点の項目ですと35点が満点という形になります。

会長 ますます今日の省エネの件を含めると、位置づけが重大になってきていると。頑張ってください。

崎田委員 頑張ってやらなければいけないと思っています。

会長 すごいですよ、これは。この矢印がここを通っていくもの、くし刺し状に入っていく。

小高委員 こういうのはNPOというか、非営利とかそういう団体が運営していくというのはやっぱり将来のかなりあるべき姿だと思いますよね。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

会長 そうなんですな。

他によろしいですか。

ありがとうございます。

その他

会長 では、きょう用意されました具体的な議題の方は終わりましたが、その他ということで事務局、お願いいたします。

環境保全課長 それでは、先ほどちょっと触れさせて頂きましたが、今回省エネルギービジョンをつくらせて頂きました。また、様々な京都議定書の発効などを受けまして、16年度につくったこの環境基本計画も少し見直しをする時期に来ております。本審議会におきまして、その見直し作業を18年度からスタートさせて頂きたいと思っております。その辺に

つきましては、環境推進係長から今後の日程につきましてご説明させていただきます。

環境推進係長 それでは、私から事務的なご説明をさせていただきます。

前回のこの審議会の席で省エネビジョンの策定のお話をさせていただきましたところ、立花委員からそういうような計画ができるのであれば、やはり環境基本計画の基本目標等の構成そのものについてもう一度見直す必要があるのではないかというご意見を頂きました。それを受けてということになります、環境基本計画の見直しについて18年度の後半から着手させて頂きたいと思っております。

と申しますのは、環境基本計画は平成15年度から24年度までの10カ年、後期ということになりますと、平成20年度から24年度までの5カ年ということになります。平成20年度の4月にスタートをするためには20年度予算等の策定に間に合わせなければいけないので、19年の夏には内容についてあらあら固まって、事業についての予算取り等をつくっていきませんと20年4月から動き出せないという状況になります。ですから、環境基本計画の見直しについては19年の夏までに仕上げたいという予定でございます。

一方、新宿区が現在区の基本構想・基本計画づくりを行っておりまして、大勢の区民の皆様のご参加を頂いた区民会議での議論等を今行っておりますが、これがやはり20年4月からの新たな基本構想・基本計画になります。その新たな基本構想、基本計画に環境基本計画の内容をリンクさせて、そこで財政的な裏付け等もとりながら進めていくためにはやはり19年の夏には一通り全部でき上がっていないと間に合わないという状況になりますので、平成18年、今年の夏頃からこの見直しに入らせて頂いて、約1年かけまして見直し作業を進めていきたいと考えております。

なお、見直しのやり方につきましては、また後ほど本審議会にお諮りをさせて頂きたいと思いますが、今のところ、事務局の素案としては前回策定の時と同様に専門部会を設けさせて頂いた上で、具体的にワーキンググループをつくって、一つ一つの事業について、たたきながら積み上げていきたいと考えております。それは後ほどご審議を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

会長 ただいまの件についてご質問ございますか。

よろしいですか。わかりました。

では、事務局から今後の日程、お願いたします。

環境保全課長 また18年度の第1回の日程につきましては、委員長とご相談をさせて頂きながら調整しまして、開催させて頂きたいと思っております。その節はよろしくお願申

し上げます。

会長 ありがとうございました。

では、これをもちまして第3回の審議会を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時7分開会